

成年になると増える 消費者トラブル

契約には責任が伴うことを自覚せよ!の巻

◆問合先 市役所商工観光課 ☎44-3312

2022年4月から、成年年齢が18歳になりました。成年になると親権者などの同意をなくても1人で契約できるようになる一方、原則として消費者側の都合で解約できません。

本号では、全国の消費生活センターに寄せられた相談のうち、若者に多いトラブルをピックアップして紹介します。

今すぐ必要な美容医療なのか、あなた自身の気持ちを再確認しましょう。



◆医療広告のガイドラインに反した、「加工・修正したビフォーアフター写真」や「提供する医療内容を誇張した表現」など、誤認させるおそれのある広告があることを知っておきましょう。

◆事前にリスクや副作用を確認し、自分で説明できるくらいまで医師から十分に説明を受けましょう。

◆その場で契約することや施術を受けることはやめましょう。

ポイント

「二重まぶたの手術が1日で可能。手術当日に化粧ができる」というSNS広告をみて手術を受けたが、術後1週間経っても腫れが引かない。

Case1

美容医療サービス

「令和2年版消費者白書」によると、20〜29歳の消費生活相談のうち、賃貸アパートに関する相談が多く寄せられています。

・ちなみに…

◆入居前に、できる限り貸主と一緒に現状確認しておきましょう。また、入居前からあったキズや汚れなどの写真を撮っておくと、退去時のトラブル防止につながります。

◆賃貸借の退去時は、貸主と一緒に現状確認することが大切です。納得できない費用を請求されたときは、貸主に説明を求め、費用負担について話し合みましょう。

ポイント

賃貸マンションを退去後、貸主からハウスクリーニングや天井の貼り替え、エアコン洗浄などの原状回復費用を計17万円請求された。契約時に敷金はなく、契約書に原状回復に関する特約もなかった。部屋はきれいに使っていたので、高額な請求に納得できない。

Case2

住宅の賃貸借

◆SNS上に投稿された情報は拡散すると消去が困難です。個人情報や自分の写真の投稿、身元が分かるような書き込みは安易にしないようにしましょう。

◆学生証、運転免許証、健康保険証など身分証明書の情報をSNSで送ってしまうと、取り戻すことは困難です。個人情報を含んだデータは相手に絶対に渡さないようにしましょう。

◆SNS運営事業者の利用規約では「SNSがきっかけでトラブルが発生しても責任を負わない」旨が定められていることがほとんどです。SNS上で意気投合した相手でも、本当に信頼できる人なのか、慎重に判断しましょう。

ポイント

SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われ、出会い系サイトに誘われた。サイト内でやり取りをするには有料の専用チャットに入る必要があり、高額な利用料を支払ってしまった。

Case3

SNSによるやり取り

Q. 契約はいつ成立する？

A. 契約は、お互いが合意すれば口約束でも成立します。

お店で商品を買う場合、お客が買いたいものをレジに出し、店員がレジを打ち始めたときに売買契約が成立します。



Q. 契約書は何のためにある？

A. 契約書は、合意内容を明確にし、証拠として残すためにつくられます。サインなどをする、その内容の全部を承諾したことになるため、契約前に必ずよく読みましょう。



Q. 契約はキャンセルできる？

A. 契約したら、やめたいからと言って勝手にキャンセルできません。たとえ、注文したものがまだ届いていなくても同じです。契約を守らないうと違約金を支払うことになったり、訴えられたりすることもあります。

ひとりで悩まず消費生活センターへ

専門的な知識を持った消費生活相談員が相談をお受けします。原則、トラブルに遭った本人から聞き取りを行います。問題点を整理し、事業者との交渉方法や具体的な解決策を助言し、相談者と事業者が互いに納得できるように働きかけます。

ご相談の際には、商品やサービスの保証書、契約書類、請求書や領収書を用意しておくスムーズです。

*相談者が高齢であったり、特別な事情がある場合や、複雑な案件の場合には交渉のお手伝いをします。

香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日
10:00~12:00、13:00~15:00
- ◆場所 市役所1階
- ◆電話 ☎44-3313 (直通)

広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日
10:00~12:00、13:00~15:00
- ◆場所 広陵町役場1階(安全安心課内)
(広陵町大字南郷583-1)
- ◆電話 ☎55-1001 (代表)

- *市内在住・在学・在勤のかたであれば、どちらの窓口も利用できます。
- *相談は無料です(相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します)。
- *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まずは電話でご相談ください。

消費生活に関するトラブルは、未然に防ぐことが一番ですが、もしも「トラブルに巻き込まれて困った」また「巻き込まれそうで不安、どうしよう」というときには、迅速な対応が不可欠です。お気軽に消費生活センターにご相談ください。



全国共通の電話番号「消費者ホットライン」

い や や
☎188 (局番なし) もあります

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」
最寄りの消費生活センターに案内されます

若年者向けの呼びかけキャンペーン実施中！

【法務省作成コンテンツ】

◆アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン

キャラクターが会話形式で、「成年年齢引下げ」によって変わる事・変わらないことについてわかりやすく紹介しています。



◆成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

「契約は何のためにあるのか」「クレジットカードのしくみ」「お酒やSNSの使い方」など、大人になるまでに知っておきたい情報をマンガやクイズで楽しく学べるようになっています。

